

# 自転車の交通違反に青切符が導入！



16歳以上の者が運転する自転車の交通違反に交通反則通告制度が適用されます！

※交通反則通告制度とは、比較的軽微な交通違反に、交通反則告知書（いわゆる「青切符」）が交付され、違反者が反則金を納付すれば、刑事罰に科されない制度のことです。

※自転車の交通ルールが変わるものではありません。



何が変わるの？ → 検挙後の手続が大きく変わります！

携帯電話使用等



二人乗り



傘差し運転



違反行為  
の現認



※上記違反は一例です。

令和8年4月1日～

青切符が導入！



悪質・危険でない違反  
指導警告

今までと  
変わらない



悪質・危険な違反  
検挙

この後が  
変わるよ！



検挙後の手続き

従来どおり

交通反則通告制度が適用

重大な交通違反や事故を起こしたとき

- （例）・酒酔い運転、酒気帯び運転
- ・交通違反により実際に交通事故を発生させる



刑事手続

16歳以上の者による反則行為

- （例）・遮断踏切立入り
- ・スマホを持って画面を注視、又は通話をする
- ・警察官の指導警告に従わず、違反行為を続け、又はしたとき



青切符

# 自転車をはじめとする軽車両の反則行為の種類と反則金の額

(令和8年4月1日施行)

反則行為の種類		反則金の額(円)	反則行為の種類	反則金の額(円)
携帯電話使用等 (保持)	※ 1	12,000	乗合自動車発進妨害	
放置駐車違反	駐停車禁止場所等	12,000	割込み等	
	高齢運転者等専用場所等以外	10,000	交差点右左折等合図車妨害	
速度超過	駐車禁止場所等	11,000	交差点優先車妨害	
	高齢運転者等専用場所等以外	9,000	緊急車妨害等	
遮断踏切立入り		7,000	交差点等進入禁止違反	
信号無視	25km以上30km未満	12,000	無灯火	
	20km以上25km未満	10,000	減光等義務違反	
	15km以上20km未満	7,000	警音器吹鳴義務違反	※ 1
	15km未満	6,000	乗車積載方法違反	
駐停車違反	駐停車禁止場所等	9,000	軽車両整備不良	
	高齢運転者等専用場所等以外	7,000	自転車制動装置不良	
通行区分違反	駐車禁止場所等	8,000	泥はね運転	
	高齢運転者等専用場所等以外	6,000	転落等防止措置義務違反	
追越し違反	赤色等	6,000	転落積載物等危険防止措置義務違反	
	点滅	5,000	安全不確認ドア開放等	
踏切不停止等	通行許可条件違反		停止措置義務違反	
	交差点安全進行義務違反		公安委員会遵守事項違反	
	環状交差点安全進行義務違反		通行許可条件違反	
	横断歩行者等妨害等		歩道徐行等義務違反	※ 2
	安全運転義務違反		路側帯進行方法違反	
	通行禁止違反		並進禁止違反	
	歩行者用道路徐行違反		道路外出右左折方法違反	
	歩行者等側方通過義務違反		交差点右左折方法違反	
	急ブレーキ禁止違反		環状交差点左折等方法違反	
	法定横断等禁止違反		軽車両乗車積載制限違反	
路面電車後方不停止	制限外許可条件違反		制限外許可条件違反	
	優先道路通行車妨害等		原付等牽引違反	
	環状交差点通行車妨害等		自転車道通行義務違反	※ 2
	徐行場所違反		警音器使用制限違反	
	指定場所一時不停止等			
	幼児等通行妨害			
	安全地帯徐行違反			
	被側方通過車義務違反			
	通行帯違反			
	道路外出右左折合図車妨害			
指定横断等禁止違反	※ 1 自転車が対象（自転車以外の軽車両を除く）			
	車間距離不保持			
	進路変更禁止違反			
	追い付かれた車両の義務違反			
	※ 2 普通自転車が対象			
5,000				etc.

## 自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



詳しくは警察庁HPに掲載されている『自転車を安全・安心に利用するための一自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入ー【自転車ルールブック】』をご覧ください。

自転車 ルールブック

検索

